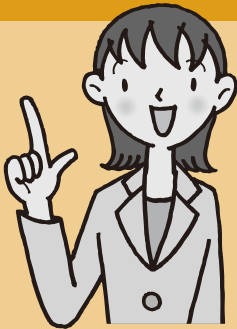


消費者への アドバイス



契約する気がなければ「必要ありません」お断りします」とすぐに電話を切りましょう。

「話も聞かず電話を切るのは失礼だ」何時間も説明させて契約しないのは、営業妨害だ」と怒鳴られるケースも目立ちますが、勧誘を断る行為は営業妨害ではありません。

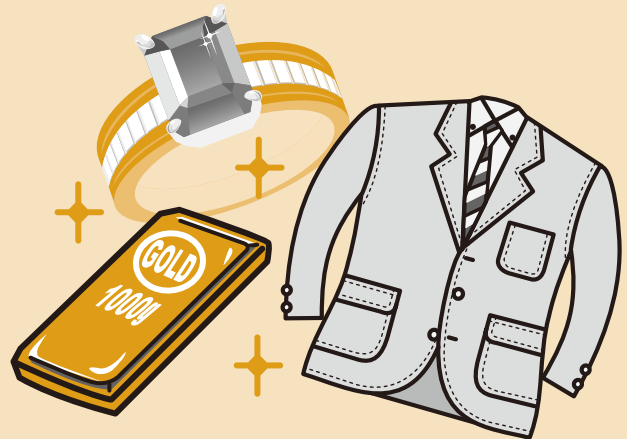
契約する気がない場合は、絶対に会わないようにしましょう。
会わざるをえない場合は、会話を録音して下さい。

脅迫、暴力を振るうなど身の危険を感じた場合は110番通報して下さい。
宅地建物取引業法では契約後、クーリング・オフできる場合があります。

事例 2

「不用品を買取る」と言って訪ねてくる事業者に注意!!

「不要になった衣類があれば買取りたい」と電話があり、リサイクル業者からの訪問を受け、衣類を少し買取ってもらった。その後、すぐに「使わなくなった金のアクセサリーはないか」としつこく言われ、ネックレスと指輪を出すと査定されて売り渡すことになってしまった。冷静になると買取価格が安すぎると思い、商品を返して欲しいと申し出たが、買取業者から、金は溶かしてしまったので返せないと言われた。



昨今、金相場の高騰に伴い、実際はアクセサリー等の貴金属の買取りであるにもかかわらず、そのことを隠し、家庭に埋もれている「洋服、着物、家電製品の不用品を買取る」と電話をかけてきて訪問する買取りが急増しています。

ポイント 貴金属等の買取りには都道府県公安委員会発行の「古物商許可証」が必要です。

古物商許可証 見本



ただし、古物許可証があれば信用できるというものではありません。

